

2023年度

法務省専門職員 (人間科学)募集 大学卒業程度

再犯・再非行防止を支える
対人援助職です。



保護観察官

人と地域社会をつなぎ
立ち直りの歩みを支える
社会内処遇の専門家

法務教官

人に寄り添い、立ち直りと
社会復帰に向けた教育を行う
施設内処遇の専門家

矯正心理専門職

専門的なアセスメントや
各種指導を担う非行・
犯罪臨床の専門家

人事院・法務省

法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/>



矯正心理専門職

矯正心理専門職は、少年鑑別所や少年院、刑事施設などに勤務する専門職員（法務技官（心理））です。

非行・犯罪臨床の最前線で、心理学の専門性を発揮する仕事です。

求める人材像は…

- 心理学に関する専門性を有する人材
- 異なる分野の人たちと連携・協力して仕事ができる人材
- 再犯・再非行の防止や立ち直りの支援に携わることのできる人材
など

少年鑑別所における業務

少年鑑別所では、少年に対して、面接や各種心理検査を行い、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。

また、審判決定により、少年院に送致された少年や保護観察処分になった少年にも、専門的なアセスメント機能を活用して継続的に関与します。

その他、地域の非行及び犯罪の防止に貢献するため、一般の方からの心理相談に応じたり、学校等の関係機関と連携した非行防止や青少年の健全育成のための取組にも積極的に関与したりしています。

刑事施設・少年院における業務

刑事施設では、受刑者の改善更生を図るために、面接や各種心理検査を行い、犯罪に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。また、改善指導プログラムを実施したり、受刑者に対するカウンセリングを行ったりもします。

少年院では、個々の少年に関する矯正教育の計画の策定や各種プログラムの実施、処遇効果の検証等に携わります。



鑑別面接

少年の話にじっくり耳を傾け、少年の気持ちや考え方の特徴を理解し、今後の立ち直りと一緒に考えます。



改善指導プログラム

認知行動療法などの手法を取り入れたプログラムを、グループワーク形式で受刑者に実施します。

専門性を活かしながら、相手にとって最前の道を探す。



処遇調査(面接)

面接を通じて、犯罪に至った原因を受刑者と共に考えておきます。



判定会議

法務教官や医師などと共に、少年の処遇の方針を検討する重要な会議です。



法務教官とのカンファレンス

行動観察を担当する法務教官と、少年の所内生活や課題への取組などについて情報交換を行います。



心理相談

地域の一般の方や、保護者、学校の先生などからの相談にも応じています。



個別心理検査

少年をより詳しく理解するために、必要に応じて、個別方式の心理テストを実施します。



関係機関との連携

地域の関係機関等が主催する協議会に参画し、心理の専門家として意見を述べるなどします。

受験資格

- 1 2023年(令和5年)4月1日において21歳以上30歳未満の者
- 2 2023年(令和5年)4月1日において21歳未満の者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び2024年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 3 1又は2に該当する者のうち、矯正心理専門職Aは男子、矯正心理専門職Bは女子に限る。

■ 給与・諸手当

少年鑑別所に勤務する法務技官(心理)には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べ、12%程度給与水準の高い公安職俸給表(二)(2022年度現在、東京都特別区内に勤務する場合の初任給の例は、248,400円)が適用されます。

このほかに、各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等)が支給されます。

■ 勤務時間・休暇

1週当たりの勤務時間は、38時間45分(週休2日制)であり、1日7時間45分の勤務を行う場合と交替制勤務(昼間勤務と夜間勤務があります。)を行う場合があります。

休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほかに病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。

■ 勤務地・宿舎

勤務地等については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として採用施設を所管する矯正管区の管轄地域内で異動します。

宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、公安職俸給表適用職員の特例により、宿舎費は原則として無料となります。

■ 研修・昇進

採用1年目に新規採用職員を対象とした基礎科研修、5年目に専門性を向上させるための応用科研修を矯正研修所で行います。また、おおむね10年目には、更に高度な知識及び技能を習得させるための特別科研修が設けられています。

このほか、幹部職員となるための高等科研修や、種々の専門研修、さらに、海外・国内留学の制度などが設けられています。昇任については、能力主義の人事管理を行っており、採用後おおむね5年目に専門官に昇任し、その後、統括専門官(課長相当)、首席専門官、施設長等に昇任する道も開かれています。

■ 福利・厚生

国家公務員は、国家公務員等共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には、年金制度の適用を受けることができます。

その他、疾病の予防と人間ドック受検、臨時の出費等に対する資金の貸付け、貯金及び保険事業など、組合員とその家族の方々が健康で明るい豊かな生活ができるよう、様々な制度・事業があります。



心のケアから「変わる」サポート



鈴木 香菜水さん

東京少年鑑別所法務技官
(2019年採用)



吉田 侑生さん

大阪刑務所調査専門官
(2019年採用)

▶志望動機

学生時代、悩んでいる友人の役に立ちたいと思ったことがきっかけで大学や大学院で臨床心理学を学びました。その中で、自分から支援を求められない人と関わりたいと漠然と考えていたところ、法務技官(心理)の方からお話を聞く機会があり、自分のやりたいことが実現できそうだと興味を持ち、志望しました。

▶これまでの業務

少年鑑別所で勤務し、少年たちが非行に至った要因や背景にある問題などを面接や心理検査を通じてアセスメントしたり、非行や問題行動に悩む地域の方や関係機関からの相談を受けたりする仕事をしてきました。その中で、多くの困難を経験してきた少年に対し、自分には何もできないのではないかと無力感を抱くことや自身の心が揺さぶられることがあります。限られた時間の中で、周囲の働き掛けや面接でのやり取りによって気持ちが変化していく少年の姿を見るたびに、少年には大きな可能性があることを実感します。そうした少年の前向きな変化を目の当たりにできることがこの仕事の魅力の一つだと感じています。

▶受験生へ一言

スーパーバイズ制度など、専門性を高めることができる制度や環境が整っている職場です。また、心理学の知識はもちろん、これまでの自分の経験を多岐にわたり活かせる仕事です。是非多くの人にチャレンジしてほしいと思います。

▶志望動機

学生時の非行少年と関わるボランティア活動や、発達障害を主訴とした相談業務を経験する中で、適切な支援を受けられずに、非行・犯罪に結び付く人がいることを実感しました。非行・犯罪に至った人たちが、罪を犯したこときっかけに、自分の力で社会復帰を目指すための手助けをしたいと考えて、この仕事を志望しました。

▶これまでの業務

少年鑑別所で3年間勤務した後、現在は刑務所で勤務しています。目の前の受刑者と向き合い、本人の視点から人生を振り返り、犯罪によって本人が何を求めていたのか、今後、再犯をしないために本人がどのように変わればよいのかと一緒に考えるようにしています。また、心理検査等を活用しながら、本人の特性を多角的に理解し、その問題点と強みを見極め、それらが今後の立ち直りに役立ち、活かせるように働き掛けることが重要だと考えています。

▶今後の目標

受刑者一人一人に寄り添い、本人が自己理解を深める中で、再び社会内で生きていくための目標や方法を考えるきっかけになるような調査面接を行いたいと考えています。また、この人なら本心を話しても良いかなと思ってもらえる安心感のある法務技官になりたいと思っています。

法務教官

法務教官は、少年院や少年鑑別所、刑事施設などに勤務する専門職員です。

立ち直りと社会復帰を手助けし、更生に導きます。

真剣に人と向き合い、立ち直りと社会復帰を助ける仕事です。

求める人材像は…

- 人を理解しようとする共感力を持つ人材
- 行動力を発揮し、豊かなコミュニケーションが取れる人材
- 高い倫理観と冷静な判断力を持つ人材 など



少年院では、健全なものの見方や考え方などを指導する生活指導、基礎学力を付与する教科指導、職業生活に必要な知識・技能を習得させる職業指導などの矯正教育を行うとともに、関係機関との連携の下、出院後の生活環境の調整、修学に向けた支援や就労支援等の円滑な社会復帰につなげるための支援を行います。

少年鑑別所では、少年の心情の安定を図りつつ、面接や行動観察を実施し、法務技官(心理)と協力して、少年の問題性やその改善の可能性を科学的に探し、家庭裁判所の審判や、少年院・保護観察所等における指導に活用される資料を提供します。

また、刑事施設に勤務し、受刑者の改善指導等に携わる道も開かれており、性犯罪や薬物依存などに関わる問題性に働き掛ける指導のほか、就労支援指導や教科指導等を行っています。

なお、施設の維持管理等に必要な総務系の業務に従事する場合もあります。



チームワーク(同僚と共に)
教官同士で情報を共有。少年のため、お互いに知恵を出し合い、支えます。



保護者等に対する協力の求め
少年、保護者等と面接を行い、出院後の生活について話し合います。

自立への道と社会復帰への道を指示す。



生活指導(個別面接)

少年と1対1で真剣に向き合います。とても貴重な時間です。



職業指導(製品企画科指導場面)

働くことの楽しさや尊さなどを教えます。少年の社会復帰に向けた大切な一歩です。



生活指導(基本的生活訓練)

少年たちのモデルとなり、一人一人に声掛けをしながら指導していきます。



職業指導(資格取得)

少年の努力の結果、資格を取得したときの喜びはひとしおです。



教科指導

中学や高校の教科を教え、基礎学力や進路選択に必要な力を育てます。



体育指導

体育の時間は、少年たちも元気いっぱい。健全な心と体を育てます。

受験資格

1 法務教官

- (1) 2023年(令和5年)4月1日において21歳以上30歳未満の者
- (2) 2023年(令和5年)4月1日において21歳未満の者で次に掲げるものア 大学を卒業した者及び2024年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者イ 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2024年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれららの者と同等の資格があると認める者

(3) (1)又は(2)に該当する者のうち、法務教官Aは男子、法務教官Bは女子に限る。

2 法務教官(社会人)

- (1) 2023年(令和5年)4月1日において30歳以上40歳未満の者
- (2) (1)に該当する者のうち、法務教官A(社会人)は男子、法務教官B(社会人)は女子に限る。

■ 給与・諸手当

少年院・少年鑑別所に勤務する法務教官には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べ、12%程度給与水準の高い公安職俸給表(二)(2022年度現在、東京都特別区内に勤務する場合の初任給の例は、248,400円)が適用されます。

このほかに、各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等)が支給されます。

■ 勤務時間・休暇

1週当たりの勤務時間は、38時間45分(週休2日制)であり、主として交替制勤務(昼間勤務と夜間勤務があります。)に従事します。

休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほかに病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。

■ 勤務地・宿舎

勤務地等については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として採用施設を所管する矯正管区の管轄地域内で異動します。

制服が定期的に貸与されます。

宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、公安職俸給表適用職員の特例により、宿舎費は原則として無料となります。

■ 研修・昇進

採用1年目に新採用職員を対象とした基礎科研修、5年目に専門性を向上させるための応用科研修を矯正研修所で行います。また、幹部職員となるための高等科研修や、教育方法等に関する種々の専門研修のほか、海外・国内留学の制度などが設けられています。

昇任については、能力主義の人事管理を行っており、採用後おおむね5年目に専門官に昇任し、その後、統括専門官(課長相当)、首席専門官、施設長等に昇任する道も開かれています。

■ 福利・厚生

国家公務員は、国家公務員等共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には、年金制度の適用を受けることができます。

その他、疾病の予防と人間ドック受検、臨時の出費等に対する資金の貸付け、貯金及び保険事業など、組合員とその家族の方々が健康で明るい豊かな生活ができるよう、様々な制度・事業があります。



共に学び、チームワークから生まれる信頼



石田 啓貴さん

瀬戸少年院専門官
(2017年採用)



小谷 千尋さん

交野女子学院専門官
(2013年採用)

▶ 法務教官を目指したきっかけ

学生時代から教育に携わる仕事に就きたいと考えている中で、「法務教官」の仕事を知り、目指すようになりました。また、学生時代にスポーツ教育を学んでいたことから、体育指導を通じて改善更生の一助となればと感じたことも、「法務教官」になりたいと思ったきっかけの一つです。

▶ 業務を通じて感じること

時折、少年たちが発する言葉で「できません。」という言葉があります。様々な要因があって自信をなくした少年たちに、褒めたり指導したりしながら自信を持たせ、社会に出てから壁にぶち当たったときでも、自分の力で乗り越えられるように導いていかなければならぬと、日々業務に当たる中で感じています。

▶ 仕事のやりがい

「法務教官」としてではなく、「大人」として少年が私たちのことを信頼し、自己開示をしてくれることがやりがいの一つです。少年の多くは、「大人」に対しての不信感が強く、時にはぶつかり合うこともあります。しかし、生活を共にしていく中で、「大人」としての私たちを信頼し、自己開示をしてくれるようになることが多いです。そんな時に、私自身も「この少年のために自分ができる全力を尽くそう。」と、大きなやりがいを感じることができます。

▶ 法務教官を目指したきっかけ

子どもに関わる仕事がしたいと思っていたところ、同じゼミのOBが法務教官になったという話を聞き、この仕事を知りました。24時間少年と密接に向き合うという点に惹かれました。

▶ 業務を通じて感じること

法務教官の仕事は多岐にわたります。担任として一人の少年の課題に向き合うこともあります。少年の保護者や他機関と連携して出院後も健全な生活ができるようにサポートすること、社会で生きていくために必要な基礎知識や生活スキルを教えることもあります。もちろん一人では困難なことが多いので、自分の役割を精一杯果たしながら、上司や同僚とのチームワークを心掛けていくことが大事だと感じます。

▶ 仕事のやりがい

少年が日々成長していく姿を間近で見られるのがこの仕事のやりがいです。入院当初は殻にこもっていた少年が人の痛みに気付けたとき、また、先生たちのような大人になりたい、変わりたいと言ってきたとき、自分たちの関わりに意味があったのだと感じられて嬉しくなります。あの少年には、こういう指導法が合うのではないか、次はこの課題に取り組ませてはどうかと、少年のことを想って頭を悩ませるのも法務教官の醍醐味だと思います。

保護観察官

社会内処遇の専門家として人と地域社会をつなげること。
それが保護観察官の役割です。

再犯を防止しながら地域社会への再統合を図る仕事です。

求める人材像は…

- 人の立ち直りの可能性を信じ、寄り添うことのできる人
- 地域のネットワークづくりに関心のある人
- 多様な人の立場や状況を理解し、粘り強く関わることのできる人
- など



保護観察官は、地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、人間科学の専門的な知識と、彼らを取り巻く地域の力を活かしながら、再犯・再非行の防止と社会復帰のための指導や援助を行う「社会内処遇」の専門家です。

再び犯罪や非行をすることなく生活できるよう、面接指導を行ったり、家庭を訪問し、家族の協力を求めたりするほか、保護観察を受ける人の個々の問題性に応じた専門的処遇プログラムを実施するなど様々な処遇を行います。

また、自立を支援するため、就労支援や住居確保に当たったり、高齢又は障害により自立が難しい場合には、福祉的な支援が受けられるよう関係諸機関との調整を行ったりします。

地域と連携しながら指導・援助を行い、再犯防止と社会復帰を目指します。



家庭訪問

実際の生活状況を確認したり、本人の家族と話し合ったりするために家庭訪問を行います。



専門的処遇プログラムの実施

性犯罪や違法薬物の使用など特定の犯罪を繰り返す人に対して、専門的な指導を行います。



保護司研修

保護観察実施上、大切なパートナーである保護司に対して、保護観察官が研修を行っています。



社会貢献活動の実施

保護観察対象者と一緒に清掃活動などを行っています。社会の役に立つ体験を通じて、自己有用感や規範意識を育みます。



関係機関との協議

より効果的な処遇を実施するため、福祉施設など関係機関との連携を図ります。



“社会を明るくする運動”

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりのための広報・啓発活動を行っています。



保護観察官の研修

講義形式だけではなく、面接の演習やグループワークなども含んだカリキュラムを実施し、保護観察官として必要な知識・技能を高めています。

面接の様子

面接を通して、必要な指導を行うとともに相手との信頼関係を築いていきます。

受験資格

- 1 2023年(令和5年)4月1日において21歳以上30歳未満の者
- 2 2023年(令和5年)4月1日において21歳未満の者で次に掲げるものの
 - (1) 大学を卒業した者及び2024年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2024年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

■給与・諸手当

保護観察官区分採用者には行政職俸給表(一)(2022年度現在、東京都特別区内に勤務する場合の初任給の例は222,240円)が適用されます。なお、保護観察官に任命された場合は、俸給の調整額が加算されます。

このほかに、各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等)が支給されます。

■勤務時間・休暇

原則1日7時間45分の勤務(午前8時30分から午後5時15分まで)です(ただし、配属庁によっては宿直勤務があります)。なお、大都市では時差通勤制度を採用しています。

休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほかに病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。

■勤務地

勤務地については、原則として採用された地方更生保護委員会及びその管轄内の保護観察所となりますが、昇任に応じて異動の地域は広くなります。

■研修・昇進

採用後、保護観察所又は地方更生保護委員会に配属となり、一定期間、一般的な行政事務に従事した後、保護観察官に任命されます。その後は、実務経験や勤務成績に応じ、統括保護観察官、保護観察所長などへと昇進します。

保護観察官に任命されてから定められた研修等を修了するまでの間を、保護観察官として必要な基礎的能力を身に付けるための「育成期間」と位置づけ、その期間中に、合宿形式の「保護観察官中等科研修」及び「保護観察官専修科研修」に参加するほか、所属庁において保護観察官としての業務に従事しながら、統括保護観察官等から実務指導を受けます。また、少年院、刑事施設、地方検察庁などへの短期派遣研修も実施しています。

■福利・厚生

国家公務員は、国家公務員等共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に連絡した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には年金制度の適用を受けることができます。

その他、疾病の予防と人間ドック受検、臨時の出費等に対する資金の貸付け、貯金及び保険事業など、組合員とその家族の方々が健康で明るい豊かな生活ができるよう、様々な制度・事業があります。

**まだまだ続く、社会復帰後の人生をサポート**

坂本 凌さん

大阪保護観察所保護観察官
(2016年採用)



須藤 桃子さん

宇都宮保護観察所保護観察官
(2018年採用)

▶保護観察官として心がけていること

犯罪や非行をした人と一口に言っても、それぞれの人生があり、生き方や価値観が異なるので、まずはその人個人を尊重することが大事だと思っています。その上で、犯罪や非行に至らない考え方や、行動の選択肢と一緒に見つけていくイメージで、相手と接するようにしています。そのような関わりの中で、相手から学ぶことも多く、その点もこの仕事の魅力の一つだと思います。

▶職場の雰囲気について

和やかな雰囲気であり、良い環境で仕事ができていると感じます。大阪という土地柄もあってか、話が面白い職員が多く、笑顔が絶えない職場ですが、締めるところは締めて仕事をしており、とてもメリハリがあります。保護司を始めとした民間協力者の方が来庁されることも多く、地域との結びつきが強いことも特徴だと思います。

▶受験生への一言

保護観察官の仕事は、人を相手にするが故の難しさもありますが、非常にやりがいのある仕事です。更生保護の世界で、皆さんに会えることを楽しみにしています。

▶保護観察官の志望理由

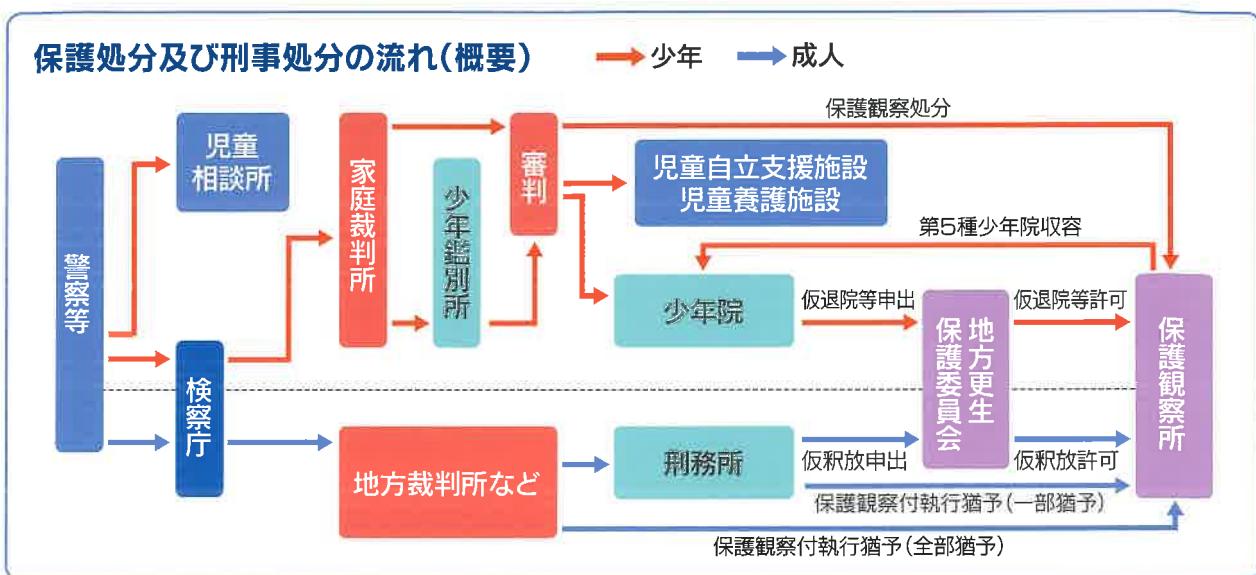
大学での少年非行に関する講義で、再犯・再非行を防止するには、本人たちの内面だけでなく、周囲を取り巻く環境にもアプローチする必要があるということを知りました。どれだけ更生したいと思っていても、住む場所や仕事がなかつたり、悩みを相談できる相手がいなかつたりしたら、立ち直りのハードルは高いと思います。せっかくの更生の意欲を無駄にせず、悩みや不安に寄り添いながら彼らが抱える生きづらさと一緒に向き合いたいと思い、保護観察官を志望しました。

▶保護観察官としてのやりがい・苦労

自分の言動が、良くも悪くも相手の人生に影響を与えると思うと責任を感じますし、上手くいかずに悩むこともあります。しかし、彼らが前向きに進んでいる姿を見たときに得られる喜びや感動は言葉にしがたいものであり、そうした経験ができるのはこの仕事ならではのやりがいだと思います。

▶受験生への一言

皆さんがこれまで培ってきた知識や経験は千差万別だと思いますが、保護観察官の業務には、そのどれもが強みとなり得ると思います。皆さんの持つ強みを、人々の立ち直りのために寄与していただければ幸いです。



受験申込み方法

申込受付期間

インターネット 2023年3月1日(水)9:00～3月20日(月)受信有効

インターネット申込み専用アドレス

<https://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html>

第一次試験 2023年6月4日(日)

受験資格	矯正心理専門職	試験年度の4月1日において21歳以上30歳未満の者 (21歳未満で大卒(見込み)の者は受験可)
	法務教官または 保護観察官	試験年度の4月1日において21歳以上30歳未満の者 (21歳未満で大卒(見込み)、短大卒(見込み)の者は受験可)
	法務教官(社会人)	試験年度の4月1日において30歳以上40歳未満の者



法務省 法務省専門職員(人間科学)受験申込用紙交付機関一覧

● 札幌矯正管区	〒007-0801 札幌市東区東苗穂1-2-5-5	☎ 011(783)5083
● 仙台矯正管区	〒984-0825 仙台市若林区古城3-23-1	☎ 022(286)0510
● 東京矯正管区	〒330-9723 さいたま市中央区新都心2-1	☎ 048(600)1502
● 名古屋矯正管区	〒461-0011 名古屋市東区白壁1-15-1	☎ 052(971)5980
● 大阪矯正管区	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67	☎ 06(6941)5754
● 広島矯正管区	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	☎ 082(223)8198
● 高松矯正管区	〒760-0033 高松市丸の内1-1	☎ 087(822)4469
● 福岡矯正管区	〒813-0036 福岡市東区若宮5-3-53	☎ 092(661)1260
● 北海道地方更生保護委員会	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目	☎ 011(261)9907
● 東北地方更生保護委員会	〒980-0812 仙台市青葉区片平1-3-1	☎ 022(221)3536
● 関東地方更生保護委員会	〒330-9725 さいたま市中央区新都心2-1	☎ 048(600)0181
● 中部地方更生保護委員会	〒460-0001 名古屋市中区三の丸4-3-1	☎ 052(951)2944
● 近畿地方更生保護委員会	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76	☎ 06(6949)6260
● 中国地方更生保護委員会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31	☎ 082(221)4497
● 四国地方更生保護委員会	〒760-0033 高松市丸の内1-1	☎ 087(822)5090
● 九州地方更生保護委員会	〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-3	☎ 092(761)7781
● 九州地方更生保護委員会那覇分室	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15	☎ 098(853)2947

法務省

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 ☎ 03(3580)4111(代表)

資格・採用情報 https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html

